

浜松市食肉地方卸売市場の災害時等における対策要領

(目的)

第1条 東海地震の注意情報発表時及び警戒宣言発令時に実施する地震防災応急対策並びに災害時に実施する災害応急対策について定め、これを推進することにより利用者等の生命、身体及び財産を地震による被害から軽減することを目的とする。

(注意情報発表時の基本方針)

第2条 注意情報発表時の施設の利用、営業の継続の方針は次の各号による。

- (1) 既に搬入されている家畜については、速やかに処理を行い、製品を冷蔵庫に格納する。
- (2) 当日予約があり未だ搬入されていない家畜については、可能な限り搬入を中止するように出荷者に依頼する。
- (3) 翌日以降のと畜業務は中止する。
- (4) 市場業務については、当日のせり業務については原則継続するものとする。
- (5) 市場業務は、特に切迫した危険が認められない場合は、翌日のせりを開催するものとする。翌日が休日の場合も、できるだけ開催する方向で関係者への事前周知を行うものとする。翌々日以降の市場業務は中止する。
- (6) 冷蔵庫内の枝肉等の製品は、注意情報発表の翌日午後までに出荷し、冷蔵庫を空にすることを原則とする。

(従事者の服務)

第3条 場内に在住する職員、従事者は次の各項の定めるところにより服務する。

- 2 注意情報が発表された場合は、次の各号の規定による。
 - (1) 館内放送等により、直ちに場内職員等に情報を伝達する。
 - (2) 前条の方針に基づき、業務を遂行又は中止する。
 - (3) 警戒宣言の発令に備えて消防計画第16条の規定に基づき実施する準備措置を行う。
- 3 警戒宣言が発令された場合は、次の各号の規定による。
 - (1) 直ちに場内に伝達し、施設を閉鎖すると共に業務を中止してこの旨を出入口に掲示する。
 - (2) 職員等は消防計画第17条の規定に基づき服務する。
 - (3) その後は状況により地震対策本部長の指示による。
- 4 予知されない災害が発生した場合は次の各号の規定による。
 - (1) 直ちに業務を停止し、消防計画第11条の規定に基づき行動する。

- (2) 直ちに被害状況を把握し、自衛消防隊長に報告する。
- (3) 状況により業務の再開その他の処置は隊長の指示による。
- 5 勤務時間外については、消防計画別表の配備計画に基づき隊長の指示により行動する。

(警戒宣言発令時又は発災時におけるけい留家畜の処置)

第 4 条 けい留家畜は次の各号の規定による。

- (1) けい留所の出入口を閉鎖し、家畜の逃亡防止措置を行う。
- (2) けい留した家畜の所有者、種別、数量を確認し本部長に報告する。
- (3) と畜処理の継続が困難となった場合、けい留家畜は、所有者が速やかに引き取るものとする。引き取り状況については、逐次本部長に報告する。
- (4) 同日中に引取りが困難な場合、卸売人等荷受責任者は、けい留家畜の管理、処置について速やかに適切な対応を行うものとし、その結果について本部長に報告する。

(警戒宣言発令時又は発災時における作業途中の枝肉の措置)

第 5 条 と殺後、冷蔵庫に格納する前の家畜は、第 3 条第 3 項及び第 4 項の規定にかかわらず次の各号の定めによる。

- (1) と殺後の家畜は、すみやかに解体、検査等の所定業務を行い、枝肉は冷蔵庫に納庫する。
- (2) 内臓等副生物の処理は業務を継続し、搬出又は冷蔵庫に保管する。
- (3) 焼却用廃棄物は冷蔵庫等へ格納する。ただし焼却途中のものは炉内へ残留させる。
- (4) 廃棄物等で搬出できない場合は、冷蔵庫等へ格納する。
- (5) その他業務は、その後の状況により本部長の指示に従うものとする。

2 冷蔵庫が停止し、枝肉等製品の冷蔵保存ができない場合は、前項第 4 号に準じて処置するものとする。

(警戒宣言発令時又は発災時における保管枝肉等の措置)

第 6 条 セリ中の枝肉等製品は直ちにセリを中止し冷蔵庫に一時的に保管するものとする。

- 2 保管中の枝肉等は、権限を有する者が引き取るものとする。
- 3 引取りが行われない枝肉等製品の所有者、種別、数量等を本部長に報告する。

(警戒宣言発令時又は発災時における施設の管理)

第 7 条 ボイラー、焼却炉等火気使用機器の運転を直ちに停止し燃料系統のバルブを閉じ、施設の点検を行い安全を確認する。

2 各受水槽は全て満水とする。

(費用の負担及び損害の弁償)

第 8 条 けい留家畜の管理及び処置に要した費用は、家畜の所有者の負担とする。

2 注意情報発令時及び警戒宣言発令時並びに災害に伴うけい留家畜、保管枝肉等の損害については、市はその損害弁償はしないものとする。

(その他)

第 9 条 施設の利用者に対しては、注意情報発令時及び警戒宣言発令時等の事態に混乱を生じないためあらかじめ本趣旨を周知するものとする。

第 10 条 その他この要領に定めのないものは本部長の指示によるものとする。

附 則

昭和 58 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

平成 14 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

平成 17 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

平成 23 年 7 月 1 日から施行する。